

# 「さがすたいるフェス」企画・運営等委託業務仕様書(案)

## 1 委託業務名

「さがすたいるフェス」企画・運営等委託業務

## 2 目的

県では、年齢や国籍の違い、障がいの有無などにかかわらず、みんながしぜんに支え合い心地よく過ごせる、佐賀らしいやさしさのカタチ「さがすたいる」に取り組んでいる。

その一環として、様々な個性を持った方との交流を通じて相互理解を図ること、及びお出かけに不安を感じる当事者に対して、お出かけのきっかけを創出することを目的に、さがすたいるフェスを開催する。

なお、今回で8回目となるさがすたいるフェスのテーマはスポーツや運動あそびとし、これらを通じた交流の場及びお出かけのきっかけ創出により、みんながしぜんに支えあう社会を目指す。

## 3 開催概要

### (1) イベント名称

さがすたいるフェス ～みんなで楽しむあそび・スポーツ体験～(仮)

### (2) 日時

令和8年11月8日(日) 9:00～17:00(予定)

設営・リハーサル日時 令和8年11月7日(土) 時間調整

### (3) 場所

佐賀県立森林公園 さがみどりの森スクエア及びその周辺

(会場図の詳細は事前説明会にて連絡)

### (4) ターゲット

年齢・性別・国籍・障がいの有無などに関わらず、あらゆる方を対象とする。

### (5) 目標来場者数

1,000人/日

## 4 委託業務内容の詳細

### (1) イベント企画・運営に関する業務

#### ① スポーツイベントの企画・運営

年齢・性別・国籍・障がいの有無などにかかわらず、みんなが楽しく体験でき、交流できるあそびやスポーツなどのコンテンツを企画し、運営すること。なお、会場は「みどりの森スクエア」とし、時間は準備・撤去を含め、8:30～13:30

とする。

また、「みどりの森スクエア」周辺でテント等を使用した e スポーツなど、誰もが楽しめ、集客が見込めるような競技やスポーツを企画・運営実施すること（時間は 9:00～17:00）。

## ② 出展ブースの企画・運営（9:00～17:00）

以下のブースを企画・運営すること。

- ・さがすたいる情報発信ブース
- ・障がいの理解を深めるためのワークショップ
- ・パラスポーツ展示・体験ブース（県スポーツムーブメントチームと連携）

場所は、「さがみどりの森スクエア」周辺とする。

## ③ マルシェ出店調整（9:00～17:00）

佐賀の県産品などを使ったグルメを提供するマルシェを出店すること。

場所は、「さがみどりの森スクエア」周辺及び野球場の北側部分とする。

適切な運営スタッフの手配・管理を実施し、運営体制の構築（ボランティア含む）、実施スケジュール及び運営マニュアルを作成し、円滑な進行を図ること。

なお、会場使用に係る業務（手続きや支払い等）は本契約に含めない。

## （2）情報発信・募集に関する業務

### ① イベント全体に係る広報（広告・宣伝活動、広報物の作成等）・募集の実施

- ・広報にあたっては、集客効果の高い広告・宣伝方法を実施し、来場者の増加を図ること。
- ・事前案内チラシ、ポスターを作成すること。
- ・ウェブサイトや SNS などを活用し、情報発信・広報を行うこと。

### ② 申込フォームの作成と管理

管理参加者の事前登録を可能とするため、Web 等による申込フォームを作成し、管理すること。

### ③ 当日チラシ（A3 両面フルカラー想定）の作成

- ・当日来場者へのイベント周知、さがすたいるの周知を目的としたチラシを作成すること。

## （3）会場設営・撤去に関する業務

### ① 会場レイアウトの作成

なお、同日・同会場で開催する、国際運動会（佐賀県多文化共生さが推進課主

催)の出展ブースと合わせて、会場レイアウトを作成すること。

② スポーツエリアの設営・撤去

必要な備品等を準備し、設営すること。

なお、会場の人工芝を傷つけないように配慮すること。

③ 会場装飾、看板等の設置、撤去

当日来場者にイベント内容及び「さがすたいる」を周知するための会場装飾や看板設置、撤去を行うこと。

外国人やこどもにも分かりやすい日本語や表示になるよう配慮すること。

④ MC の設置

来場者に対して、イベント内容や各ブースの紹介、多様な方々とのコミュニケーション促進、「さがすたいる」の周知を行うこと。

⑤ 受付、誘導、救護・迷子対応の設置を行うこと。

⑥ 駐車場の警備

駐車場に必要な警備員や交通整理員等を配置すること。

(4) 効果測定に関する業務

① 参加人数のカウント

各コンテンツの参加した人数をカウントすること。

② アンケートの実施

さがすたいるフェス全体の効果測定を図るためのアンケートを作成し、参加者に回答を呼びかけること。

③ 景品の作成

アンケートの回答を促すためのノベルティを制作すること。

(5) その他必要な業務

同日・同会場で開催する国際運動会主催者である佐賀県多文化共生さが推進課及び受託事業者とも適宜連携の上、実施すること。

なお、イベント開催にあたっては、様々な方が参加しやすい設備やサポートを確保すること。

また経費として、看護師費用 30,000 円を含めること。

## 5 成果物等

受託者は、次に掲げる成果物を、県が別に指定する納入期限までに納めるものとする。

(1) 完了報告書 1部

(2) 本業務において作成した資料等

(3) その他、県と受託者が合意の上、成果品として提出を求めるもの

## 6 留意事項

- (1) 委託業務の実施については、県及び県が指定する有識者等と、受託者として協議を行い、決定すること。
- (2) 本業務は、県と十分に協議の上、実施すること。
- (3) 受託者は、必要に応じて、関係機関とも十分な連携を図ること。
- (4) 本事業の実施に係る関係機関との調整・近隣対策等が必要な場合（申請・届出等含む）については、受託者によりこれを行う。
- (5) 施設の借用、機材、設備、附属設備、資機材の調達、会場の設営（運搬、組立、解体や不足が生じる場合の調達準備含む）及び撤去等は、特に指示のない限り受託者が行うものとし、その費用はすべて契約金額に含めるものとする。
- (6) 業務委託に係る水光熱費や清掃費、ごみ処理などは受託者が負担すること。
- (7) 受託者はイベント保険に加入し、加入後は保険書類の写しを県に提出すること。
- (8) 受託者による会場の汚損及び損負傷又は第三者への損害は、受託者が弁償又は賠償する。第三者への対応等についても、受託者が速やかに適切に行うものとする。
- (9) 受託者が本業務委託により新たに制作した制作物の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）は、県に帰属するものとし、県は、これらの制作物（写真やイラスト、動画、文章、ホームページ画面、データ等）を無償で自由に二次利用できるものとするとともに、制作者は県に対して著作人格者権を行使しないものとする。
- (10) 業務の遂行に当たり、第三者（県及び受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合は、著作権処理等を行うものとする。二次利用についても同様とする。
- (11) 制作物に係る著作権・肖像権処理等に関して第三者と紛争が生じたときは、受託者は直ちにこれを県に報告し、受託者の責任と費用負担において解決するものとする。
- (12) 本仕様書は、業務の内容について示すものであるが、業務の性格上、当然に実施しなければならないものについてはもちろん、この仕様書に記載のない事項であっても、県と受託者が協議して定めた事項についてはこれを順守し、業務の遂行に当たらなければならない。また、業務の実施に当たっては責任者を明確にし、県の職員等関係者と連絡を密にし、遺漏の無いようにすること。
- (13) 本事業の参加者等との間に発生したトラブルに対しては、受託者が責任をもって対処すること。
- (14) 委託業務完了後、すみやかに完了報告書等の関係書類、請求書を提出すること。